

参考資料 6

26. 9. 26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

平成 26 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金
社会福祉推進事業

一時生活支援事業の運営の手引き(案)

※本案は現時点の案であり、今後変更等があり得る。

 **Research Associates**

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

平成 24 年 4 月に厚生労働省において、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置された。生活困窮者が抱える様々な課題や生活困窮者対策に関する具体的な制度設計について議論が重ねられ、平成 25 年 1 月に本特別部会により報告書がとりまとめられた。その報告書の内容を踏まえた「生活困窮者自立支援法案」が国会に提出され、平成 25 年 12 月に成立した。この生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）は平成 27 年度 4 月から施行される。

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業は、一定の住居のない生活困窮者に対し当面の日常生活に関する支援（宿泊場所や衣食の提供等）を行うものである。

この一時生活支援事業は、本特別部会の報告書の議論を踏まえ、ホームレス対策事業として実施されてきた「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」等に移行して運用される。移行後は、自立相談支援機関と連携し、生活困窮者支援法による体系的・包括的な支援を実施することが求められる。

本手引きは、全国で活用され、支援の現場である自治体及び自治体から事業委託を受けた関係機関等の円滑な事業実施に資することを目的としている。

用語の定義

- 「相談支援員等」…自立相談支援事業の従事者（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）
- 「本人」…生活困窮者自立支援制度の対象者

本書の使い方

- 本手引きは、一時生活支援事業を実施しようとする福祉事務所設置自治体及びその自治体から委託を受けて事業を実施しようとする事業者の職員を読み手として想定しており、一時生活支援事業の意義や基本的な考え方、事業の立ち上げ段階や実施段階における留意点等を理解し、円滑な事業実施に資することを目的としている。
- 本手引きは、一時生活支援事業の「基本的な考え方や留意点」を示しているものであり、一時生活支援事業の具体的な実施方法は、各地域の特徴や課題、社会資源の状況等を踏まえて検討する必要がある。本手引きで示している「基本的な考え方や留意点」をもとに、各地域において創意工夫を加え、制度の趣旨に沿った効果的な運用を期待する。
- 一時生活支援事業の実施にあたっては、自立相談支援事業との連携が必要不可欠である。そのため、一時生活支援事業を進める際は、本手引きだけでなく「生活困窮者自立支援機関の設置・運営の手引き」もあわせて参照いただきたい。また、生活困窮者自立支援制度全般の必要性や理念、基本的な考え方や推進体制の整備についても同手引きをご覧いただきたい。

目次

第 I 章 一時生活支援事業とは	1
1 生活困窮者自立支援制度と一時生活支援事業	1
2 一時生活支援事業の全体像	7
3 生活困窮者自立支援法とホームレス対策の各事業との関係	13
第 II 章 一時生活支援事業の立ち上げと体制整備	20
1 推進体制の整備と運営方法	20
2 運営	22
第 III 章 一時生活支援事業の業務と連携	23
1 一時生活支援事業の業務	23
2 事業の実施・運営上の具体的な方法	23
3 一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携	23
第 IV 章 個人情報保護・リスクマネジメント	25
1 一時生活支援事業に求められる個人情報の管理と守秘義務	25
第 V 章 一時生活支援事業の計画と評価	29
1 事業計画	29
2 事業評価	29
第 VI 章 参考事例集	30
第 VII 章 参考資料	31
1 参考様式例	31
2 Q&A 集	31

第 I 章 一時生活支援事業とは

生活に困窮している人に対しては、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことが重要である。本章では、生活困窮者を取り巻く現状及び生活困窮者自立支援法が成立した経緯と、一時生活支援事業の全体像を説明する。

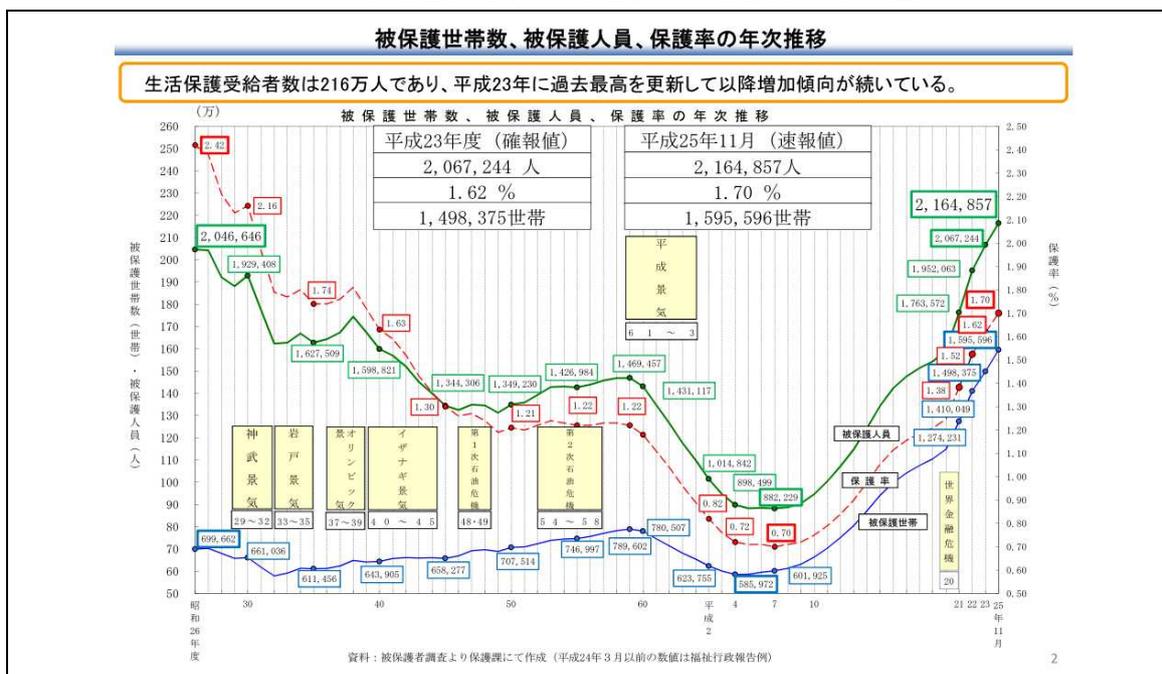
1 生活困窮者自立支援制度と一時生活支援事業

1-1 生活困窮者を取り巻く現状

生活保護受給者数は 216 万人（平成 25 年 11 月）であり、近年は増加傾向が続いている（図表 I-1）。生活に困窮している人に対しては、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことが重要である。

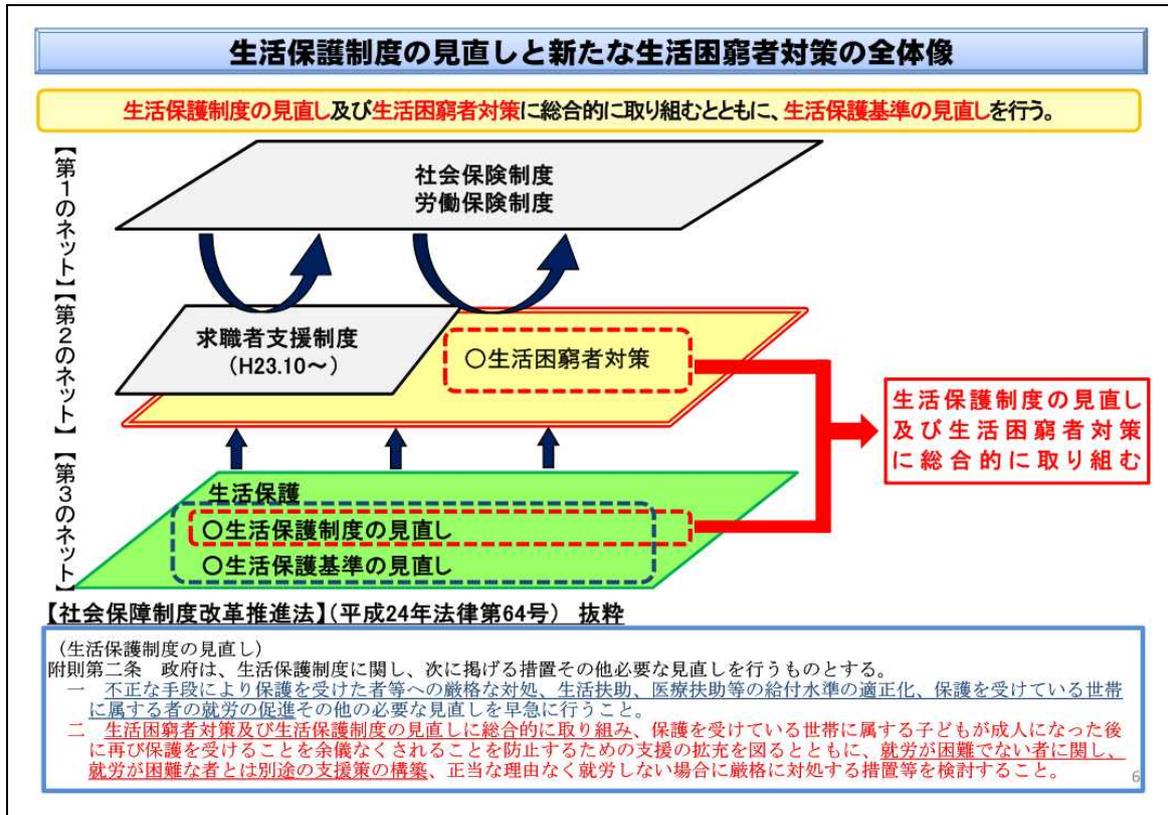
日本では、社会保険制度や労働保険制度など雇用を通じたセーフティネットは第一のセーフティネット、生活保護は第 3 のセーフティネット、その間の仕組みは第 2 のセーフティネットと呼ばれている。この第 2 と第 3 のセーフティネットについて、日本の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策に総合的に取り組むことになった（図表 I-2）。

図表 I-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成 26 年 4 月 25 日)資料 1」2 頁
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf

図表 1-2 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像



出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成26年4月25日)資料1」6頁
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf)

1-2 生活困窮者自立支援法の成立と制度の理念

平成24年4月に厚生労働省において、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置された。生活困窮者が抱える様々な課題や生活困窮者対策に関する具体的な制度設計について議論が重ねられ、平成25年1月に本特別部会により報告書がとりまとめられた。その報告書の内容を踏まえた生活困窮者自立支援法案が国会に提出され、生活保護に至る前の自立支援の強化を図り、生活困窮者に対して自立相談支援事業の実施等の支援を行うとして、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が第185回国会にて可決・成立した。本法は平成25年12月6日に公布され、平成27年4月1日施行が予定されている。

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業は、一定の住居のない生活困窮者に対し当面の日常生活に関する支援(宿泊場所や衣食の提供等)を行うものである。

この一時生活支援事業は、本特別部会の報告書の議論を踏まえ、ホームレス対策事業として実施されてきた「ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)」等の移行が前提と

され、シェルターの運用が参考にされたという背景がある¹。移行後は、自立相談支援機関と連携し、生活困窮者支援法による体系的・包括的な支援を実施することが求められる。

生活困窮者自立支援法では、福祉事務所設置自治体の必須事業として「自立相談支援事業」、「住宅確保給付金」の2事業、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」、「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業の4事業、さらに「都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」の認定が定められている（図表 I-3）。

また、生活困窮者自立支援制度の理念として、制度の意義、制度のめざす目標、新しい生活困窮者支援のかたちが示された（図表 I-4）。

図表 I-3 生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について	
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。	
法律の概要	
1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）	
○ 福祉事務所設置自治体は、「 自立相談支援事業 」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。	
○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「 住居確保給付金 」（有期）を支給する。	
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）	
○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。 ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「 就労準備支援事業 」 ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「 一時生活支援事業 」 ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「 家計相談支援事業 」 ・ 生活困窮家庭の子どもへの「 学習支援事業 」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定	
○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき 一定の基準に該当する事業であることを認定 する。	
4. 費用	
○ 自立相談支援事業、住居確保給付金： 国庫負担3/4	
○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業： 国庫補助2/3	
○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業： 国庫補助1/2	
施行期日	平成27年4月1日 ※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

出所：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度」の「生活困窮者自立支援法の概要について」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/0000024812b.pdf

¹ 【参考】社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu.html> 14頁に「なお、生活困窮者に対しては、相談だけではなく、緊急的・一時的な支援も必要となる場合がある。相談支援事業とシェルター等の一時的な居住等の支援は別個の事業と考えられるが、地域の社会資源の状況等を踏まえつつ、両者が緊密に連携し、又は同一機関に委託するなどを検討することが考えられる」と記載されている。

図表 I-4 生活困窮者自立支援制度の理念

生活困窮者自立支援制度の理念	
1. 制度の意義	※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。 本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。
2. 制度のめざす目標	<p>(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。 ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。 ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊心を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。 <p>(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。) ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。
3. 新しい生活困窮者支援のかたち	<p>(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。</p> <p>(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。</p> <p>(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。</p> <p>(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。</p> <p>(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。</p>

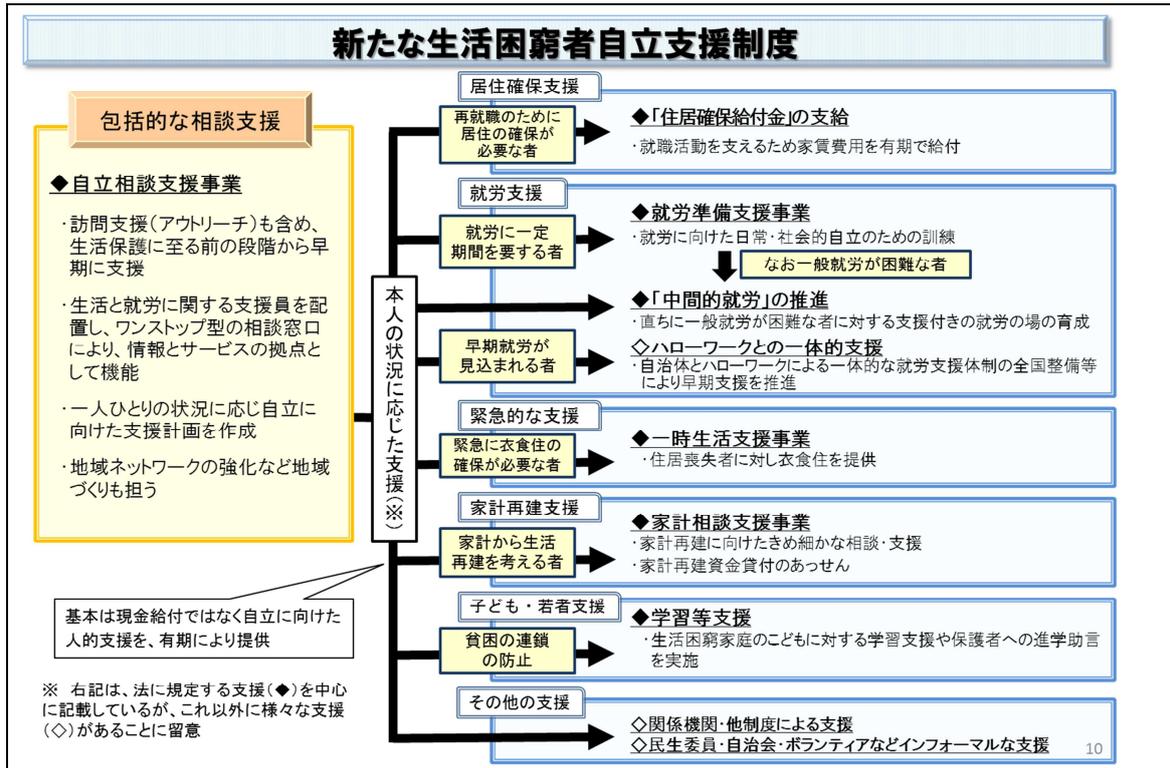
出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成26年4月25日)資料1」9頁
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf)

1-3 生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の位置づけ

一時生活支援事業は、生活困窮者自立支援制度における任意事業であり、本人の状況に応じた支援の中では緊急的に提供することが想定される(図表 I-5)。

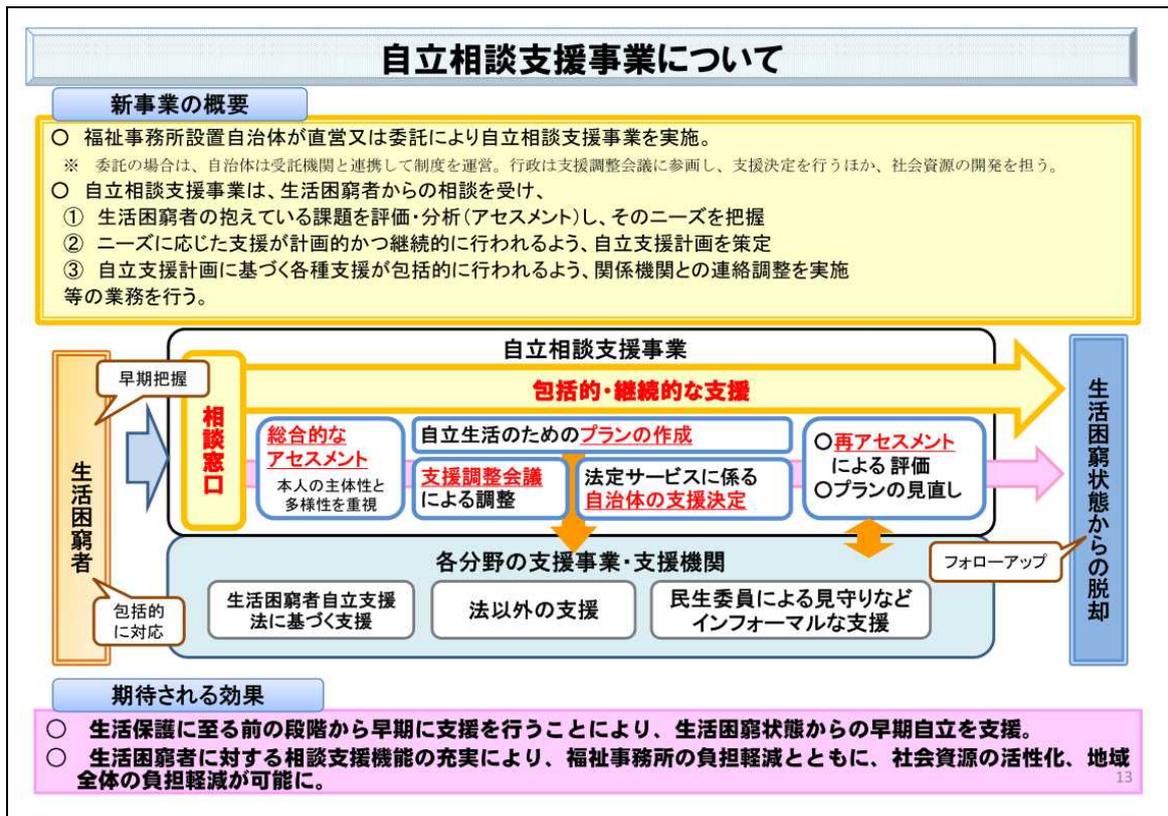
一時生活支援事業は、自立相談支援事業と連携の上、実施される。自立相談支援事業とは、福祉事務所設置自治体が直営または委託により必須事業として実施するものであり、生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施、等の業務を行うものである(図表 I-6)。一時生活支援事業は、利用者が生活困窮状態からの脱却を図れるように、自立相談支援事業と連携して進めていくものである。

図表 I-5 新たな生活困窮者自立支援制度



出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成 26 年 4 月 25 日)資料 1」12 頁
 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf)

図表 I-6 自立相談支援事業について



出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成 26 年 4 月 25 日)資料 1」13 頁
 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf)

2 一時生活支援事業の全体像

2-1 一時生活支援事業の内容

1) 一時生活支援事業の背景

(1) 背景

生活困窮者自立支援法と同様に、一時生活支援事業もまた「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書の議論を基とした制度である。本特別部会において、一時的な居住等の支援については、「事業運営の質の確保を図る観点から、現在ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ実施されているシェルター事業を拡充する等の中で、法的に位置づけることが必要である」と議論され、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」等が新制度に移行することになったという背景がある。

(2) ねらい

一時生活支援事業は、住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを確保するとともに、場合によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立していただくことをそのねらいとしている。

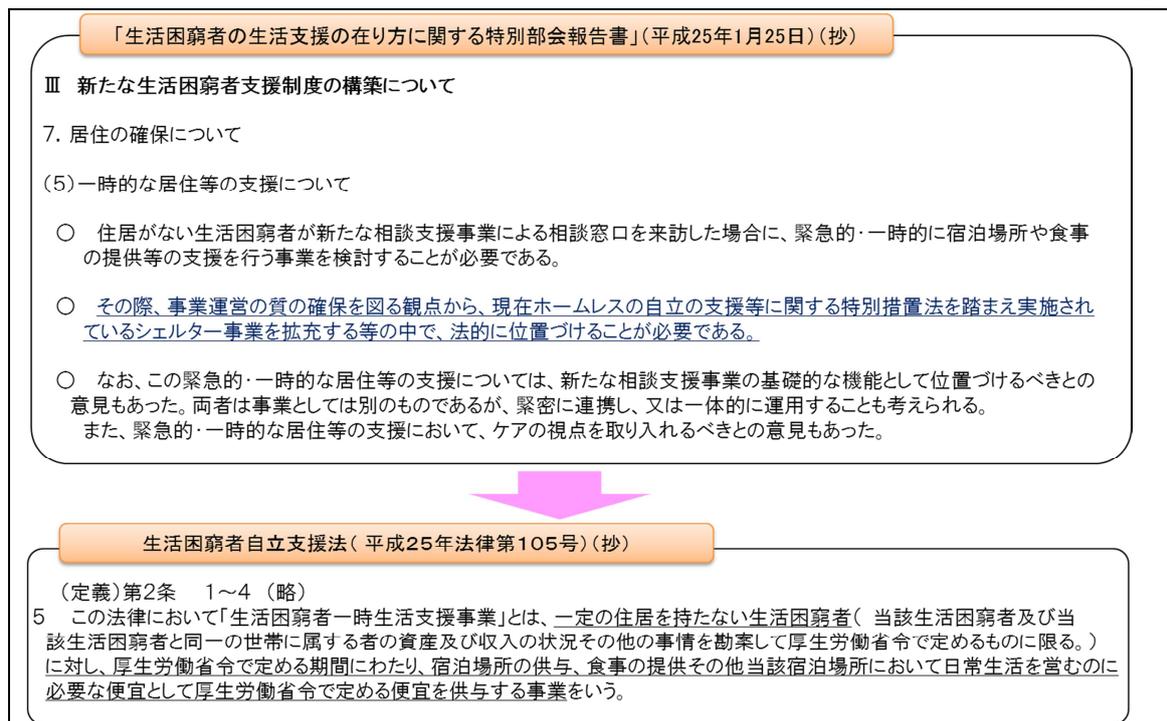
2) 一時生活支援事業の支援内容

一時生活支援事業の支援内容は、衣食住の提供である。一時生活支援事業とは、「福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施」するものである。

なお、一時生活支援事業は、生活困窮者自立支援制度の枠組みの中で、自立相談支援事業と緊密な連携をとり、実施していくことが必要である²。

²出所：「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(平成 26 年 4 月 25 日)資料 1」20 頁
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140520-01.pdf)

図表 1-7 「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」と「一時生活支援事業」



出所：厚生労働省作成資料

3) 一時生活支援事業の実施主体、人員、期間について

(1) 実施主体

一時生活支援事業の実施主体は、都道府県、市(区)及び福祉事務所を設置している町村となる。ただし、都道府県内全域を対象として事業を実施する場合には、市区町村と都道府県とが協定を締結する等により共同で事業を実施すること等は可能である(参考資料 Q&A 31 頁参照)。

市区町村と都道府県との共同実施の例については、本手引きの「参考事例 4」にて具体例を紹介する。

(2) 人員について

施設に相談支援員を常駐することを前提とした場合、一時生活支援事業だけでなく、自立相談支援事業と他の任意事業を併せて受託する必要がある。

一時生活支援事業は、衣食住を提供するものであり、相談支援員等による支援は含まれていない(参考資料 Q&A 34 頁参照)。生活と就労に関する相談等は、自立相談支援機関に配置される相談支援員等(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)の業務範囲である。自立相談支援機関の相談支援員の業務範囲としては、①支援者間の調整、情報集約、情報

提供、②利用者への同行や手続申請の支援、③本人が自分で行うべき行動の支援（住まい探しの支援や起床時の電話など）を行うものとされている³。

(3) 利用期間について

一時生活支援事業の衣食住の提供に関する支援の実施期間については、原則 3 か月間としながらも、現行のホームレス自立支援センター事業を踏まえ、個々人のアセスメントの状況により 6 か月間まで延長可能である⁴（Q&A34 頁参照）。

2-2 一時生活支援事業の対象者

(1) 生活困窮者自立支援法と一時生活支援事業の対象者

生活困窮者自立支援法の対象となる「生活困窮者」とは、法第 2 条第 1 項のとおり「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」である。その上で、生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、相談を受ける段階では、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要とされている⁵。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の対象者として、所得や資産などの具体的な要件は定められていない（図表 I-8）。その理由は、対象者の要件を敢えて絞らず、制度の狭間に落ち込む恐れのある人を生活困窮者として幅広く捉えることが可能なようにという考え方で設定されたものである。

一方、一時生活支援事業、住宅確保給付金、就労準備支援事業については、具体的な所得・資産要件が定められている。一時生活支援事業の対象要件は、「省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を参考に設定する予定」（図表 I-8）である。

³ 一般社団法人北海道総合研究調査会，2014，『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営手引き』84-85 頁

⁴ 弊社の平成 25 年度調査における施設ヒアリングでは、利用者が生活面を立て直し、仕事を見つけて貯蓄を始め、一人暮らしをするための準備をして自立するには、6 か月でも短いという施設からの意見があった。同調査の有識者ヒアリングでは成人を対象とする場合、できるだけ早い社会復帰を目指すことは重要であるという指摘があった。自立のために要する期間は個々人の状況により多様である現状を踏まえ、「個々人のアセスメントの状況により 6 ヶ月まで延長が可能」とすることが妥当と考えられる。（参照：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社，2014，『生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究報告書』56 頁）

⁵ 一般社団法人北海道総合研究調査会，2014，『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営手引き』21 頁

図表 I-8 事業内容と対象要件

生活困窮者自立支援法の各事業の要件について		
事業名	事業内容	対象要件
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施	特になし
住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給	現行の住宅支援給付の要件を基に、省令において収入及び資産要件を設定 (参考) 住宅支援給付の要件 ・収入要件(東京都区の場合、月収) 単身世帯：13.8万円未満 2人世帯：17.2万円以下 ・資産要件 単身世帯：50万円以下 2人世帯：100万円以下
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を参考に設定する予定
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を参考に設定する予定
家計相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施	特になし
学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施	各実施主体において、地域の実情を踏まえ対象者を設定

出所：厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会資料について(平成25年12月10日)資料1」6頁より一部改編
 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-01.pdf)

(2) 生活保護法との関係

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の定義として、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある者」としている一方で、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」には、ホームレスは「健康で文化的な生活を送ることができないでいる」との認識が示されている。実際、ホームレスの生活実態を見ると、最低限度の生活を維持できず、生活保護基準以下の生活を営んでいる層も少なからず含まれている。

しかしながら、生活困窮者自立支援法の趣旨は、生活保護法の対象となる者以外について広く包括的な支援を提供することであり、制度の検討段階からシェルター事業等を一時生活支援事業に移行するとされていたとおり、ホームレスも当然その対象となるものである。実際に、現にホームレス状態に置かれている者が、生活保護の開始決定までの間、あるいは就労による自立に至る間は、衣食住をはじめとした支援が必要である。

シェルターの中には、生活保護の要否判定期間中の一時的な待機場所として利用されている施設がある。また、シェルターや自立支援センターの利用者の中には、公的医療保険に加入していないケースも見られる。その状況において健康診断で医療機関を受診するためには医療扶助単給を受給しなければならない必要がある場合がある。

このような状況に鑑み、生活困窮者自立支援法の対象者には、(生活困窮者自立支援制度の学習支援事業を除き)生活保護受給者は含まれないが(Q&A 32 頁参照)⁶、一時生活支援事業の利用者としては、生活保護の要否判定期間中の利用や、医療扶助単給受給を妨げないものとする運用が厚生労働省にて検討されている。

なお、地域によっては、施設利用者に医療が必要となった場合の対応として、自治体が出損している医療センターの無料低額診療(第二種社会福祉事業)を活用するという事例もある⁷。地域でそのような対応が可能な場合には、施設間連携を進めることが望ましい。

なお、生活保護が必要であると判断される場合は、適切に生活保護につなぐことが必要である。また、生活困窮者自立支援法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要である(図表 I-9)。

図表 I-9 生活困窮者自立支援法と生活保護に基づく事業

生活困窮者自立支援法に基づく事業	生活保護に基づく事業
自立相談支援事業	第 55 条の 6 に基づく被保護者就労支援事業
一時生活支援事業	生活扶助、住宅扶助

出所：厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会資料について」(平成 25 年 12 月 10 日)

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/tp131219-01.html)
の「資料 1 新たな生活困窮者自立支援制度について」5 頁

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-01.pdf)

(3) 一時生活支援事業の対象者の判断

一時生活支援事業の対象者として適切か否かの判断は、自立相談支援事業にてアセスメントを通じて行われる(参考資料 Q&A 31 頁参照)ため、一時生活支援事業の入口では、基本的には対象者を受け入れる。

ただし、入居後、一時生活支援事業の対象者としての適切性に疑義が生じた場合には、速やかに自立相談支援機関に連絡する必要がある。疑義が生じた際のチェックリストの参考として、図表 I-10 を示す。

⁶ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「資料 1 平成 25 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業について」の 20 頁「検討課題 1. 法の趣旨の理解」と、「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集(平成 26 年 5 月 20 日)」1 頁の間 1 より引用。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/shitugi_h260520.pdf)

⁷ エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社, 2014, 『生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究報告書』48、55 頁

図表 I-10 一時生活支援事業の対象者について

- 一時生活支援事業の対象者として適切か否かの判断は、自立相談支援事業のアセスメントを通じて決められる。(Q&A 31 頁参照)
- 緊急的な支援として一時生活支援事業が想定されており、状況によっては、支援調整会議の協議前のサービス提供が可能である。(Q&A 32 頁参照)
- 本人の居住地について、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応するが、居住地が無い場合等は現在地において対応する。(Q&A 32 頁参照)
- 経済的困窮の判断は、基本的には世帯単位である。(Q&A 32 頁参照)
- 一時生活支援事業では、一定の資産・収入の要件を課すこととしているため、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入についての要件に疑義が生じた場合には、自立相談支援機関又は管轄の都道府県等にその旨を連絡する。(Q&A 32 頁参照)
- 生活保護が必要な人には、生活保護制度につなぐ。(Q&A 32 頁参照)

(4) 一時生活支援事業の具体的な対象者像

一時生活支援事業の対象者として、シェルターや自立支援センターを利用している人が含まれると考えられる。具体的には、下記のような人の利用が想定される。

(具体的な対象者像を示す)

3 生活困窮者自立支援法とホームレス対策の各事業との関係

3-1 ホームレス対策の根拠法

一時生活支援事業と深いつながりがある制度として、ホームレス対策が挙げられる。

ホームレス対策を規定する法律は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法）（平成24年6月27日一部改正、平成29年8月6日まで延長）である。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法と生活困窮者自立支援法の目的、公布・施行日、法律の主な内容、国庫負担等は図表 I-11 に示すとおりである。

図表 I-11 ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法について

ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法について		
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 【議員立法】	生活困窮者自立支援法 【内閣提出法】
目的	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
公布・施行日	平成14年8月7日公布・施行 ※ 平成24年6月20日に、従前10年間であった期間を5年間延長する一部改正法が公布・施行。	平成25年12月6日公布 平成27年4月1日施行
法律の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス全国調査の実施 ○ 国のホームレス基本方針の策定、自治体の実施計画の策定 ○ 法律の趣旨を踏まえた予算事業として、主に以下の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレス総合相談推進事業 ・ ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業) ・ ホームレス自立支援事業(自立支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必須事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援事業 ・ 住宅確保給付金 ○ 任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ その他事業 ○ 中間的就労の認定
国庫負担	予算措置 ※ 従前は1/2であったが、リーマンショックを受けて編成された平成21年度第1次補正予算以降は緊急的な措置として全額国庫負担により対応。	法律に補助率が規定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業、住居確保給付金:3/4 ○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業:2/3 ○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:1/2
その他	平成29年8月7日に期間が満了	

出所：厚生労働省作成資料

1) 対象者の範囲について

ホームレスの定義について、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、法第2条に「ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」と定めており、路上等に固定・定着化している層としていた。

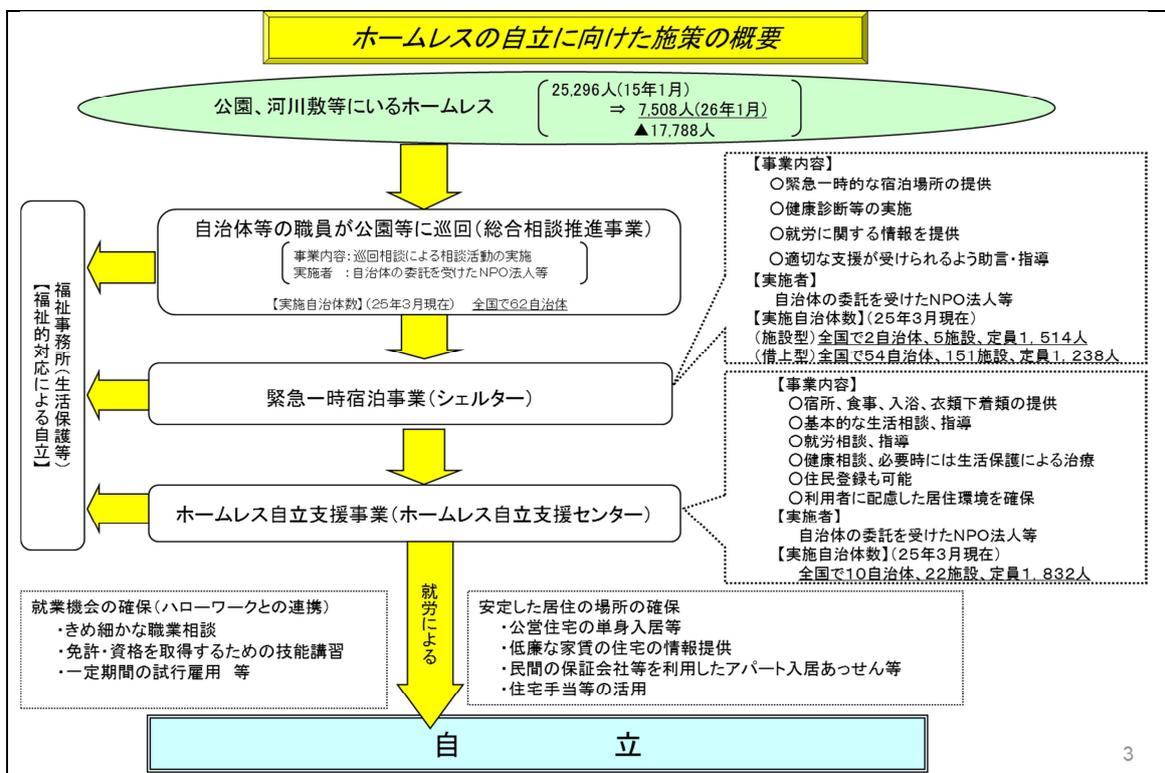
一方、生活困窮者自立支援法は、2-2 で詳述したとおり、路上等で生活しているホームレスのみならず、インターネットカフェ等の終夜営業店舗で寝泊まりを繰り返している困

窮者や広く居住の不安を抱えている層も対象となりえる。これに対し包括的な支援を行うものである⁸。

2) 支援の内容について

ホームレス対策としては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ、図表 I-12 に示すような事業が実施された。①ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）、③ホームレス自立支援事業（自立支援センター）、④ホームレス能力活用推進事業、⑤NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業などが実施されてきた。

図表 I-12 ホームレスの自立に向けた施策の概要



出所：厚生労働省作成資料

⁸ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」48 頁の間 123 参照。

(1) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援することを目的として、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）が実施されてきた（図表 I-13 参照）。平成 25 年 3 月時点では、シェルター施設方式が全国 2 自治体（5 施設）にて運用され、シェルター借り上げ方式が全国 54 自治体（151 施設）運用されていた。

図表 I-13 ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）									
【目的】 ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。									
【利用期間中の主な処遇】									
日常生活・健康									
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止 ▶ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施 									
就労									
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供 									
その他									
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導 ▶ 利用期間は原則として3か月以内、利用料は原則として無料 									
【実施自治体等（25年3月現在）】									
▶ 全国で2自治体、5施設、定員1,514人									
名古屋 2か所（250人） 大阪市 3か所（1,264人）									
借り上げシェルター									
▶ 全国で54自治体、151施設、定員1,238人									
我孫子市	1か所（2人）	浦安市	1か所（1人）	東京都	5か所（125人）	福井県	2か所（2人）	福井市	3か所（3人）
大野市	1か所（1人）	勝山市	1か所（1人）	あわら市	1か所（1人）	坂井市	1か所（1人）	敦賀市	1か所（1人）
小浜市	2か所（3人）	上田市	1か所（2人）	諏訪市	1か所（2人）	愛知県	24か所（24人）	春日井市	1か所（5人）
碧南市	1か所（5人）	安城市	3か所（30人）	豊川市	1か所（3人）	一宮市	3か所（3人）	刈谷市	1か所（4人）
西尾市	1か所（4人）	彦根市	6か所（8人）	京都府	4か所（8人）	豊中市	7か所（7人）	門真市	4か所（4人）
東大阪市	1か所（3人）	和泉市	7か所（7人）	兵庫県	2か所（70人）	松江市	1か所（3人）	今治市	1か所（1人）
熊本県	1か所（10人）	那覇市	2か所（8人）	石垣市	1か所（4人）	南城市	1か所（4人）	糸満市	1か所（5人）
札幌市	1か所（5人）	横浜市	15か所（15人）	新潟市	1か所（1人）	名古屋市	3か所（138人）	京都市	4か所（115人）
大阪市	12か所（502人）	岡山市	1か所（14人）	福岡市	1か所（20人）	熊本市	1か所（8人）	旭川市	1か所（2人）
川越市	1か所（3人）	岡崎市	6か所（30人）	倉敷市	1か所（4人）	松山市	2か所（2人）	黒石市	1か所（1人）
板柳町	1か所（1人）	前橋市	1か所（2人）	豊橋市	1か所（7人）	下関市	2か所（3人）		
合計									
▶ 全国で54自治体、156施設、定員2,752人									

出所：厚生労働省作成資料

(2) ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活が営むことができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とし、ホームレス自立支援事業（自立支援センター）が実施されてきた（図表 I-14 参照）。平成 25 年 3 月時点では、全国 10 自治体（22 施設）が自立支援センターとして運用されていた。

自立支援センターは、多様な支援業務をパッケージとした機能を備えた施設であり、様々な問題を抱えた生活困窮者を受け入れてきたという活動実績とノウハウが蓄積されている。アウトリーチを含めた入口から、施設退所後のアフターケア事業まで実施している施設も多い。生活困窮者自立支援法施行下においても、複数の事業（一時生活支援事業のみならず、自立相談支援事業、他の任意事業等）を受託することで、相乗的な効果を上げることが期待される。

図表 I-14 ホームレス自立支援事業(自立支援センター)

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）
【目的】 ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。
【利用期間中の主な処遇】 就労 <ul style="list-style-type: none">▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援▶ 就労支援のための住民登録 日常生活・健康 <ul style="list-style-type: none">▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供▶ 定期的な健康診断による健康管理▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得 その他 <ul style="list-style-type: none">▶ 親族との交流促進▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携(再び路上に戻らないように)▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料
【実施自治体等（25年3月現在）】 ▶ 全国で10自治体、22施設、定員1,832人 仙台市 1か所（50人） 東京都 5か所（620人） 横浜市 1か所（250人） 川崎市 3か所（182人） 名古屋市 2か所（164人） 京都市 1か所（30人） 大阪市 4か所（410人） 北九州市 1か所（50人） 福岡市 3か所（66人） 熊本県 1か所（10人）

出所：厚生労働省作成資料

3-2 生活困窮者自立支援法の枠組みにおけるホームレス対策について

本手引きの第1～2回検討委員会にて厚生労働省より生活困窮者自立支援法の枠組みにおけるホームレス対策について、以下のとおり説明があった。

1) 生活困窮者自立支援法の枠組みにおける実施の考え方

現在、ホームレス対策として実施しているホームレス自立支援センター等の事業は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえて、予算事業として実施しているものである。

ホームレス対策事業は、次の3つの観点から、生活困窮者自立支援法の枠組みを活用して実施して行くこととなる。

- (1) 新法はホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象に、これまで以上に効果を発揮できる包括的な支援を実施するものである。
- (2) 一方で、路上のホームレスは減少傾向にある中、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、期間を定めて重点的に実施する特別措置法であり、決して恒久的な制度ではない。
- (3) 現在のホームレス対策はリーマンショックを受けての緊急的な措置として、全額国費で実施しているものである。この全額国費という財源構成は、将来にわたって、持続的に維持できるものではないが、新法への位置付けにより安定的な財源確保が可能となる。

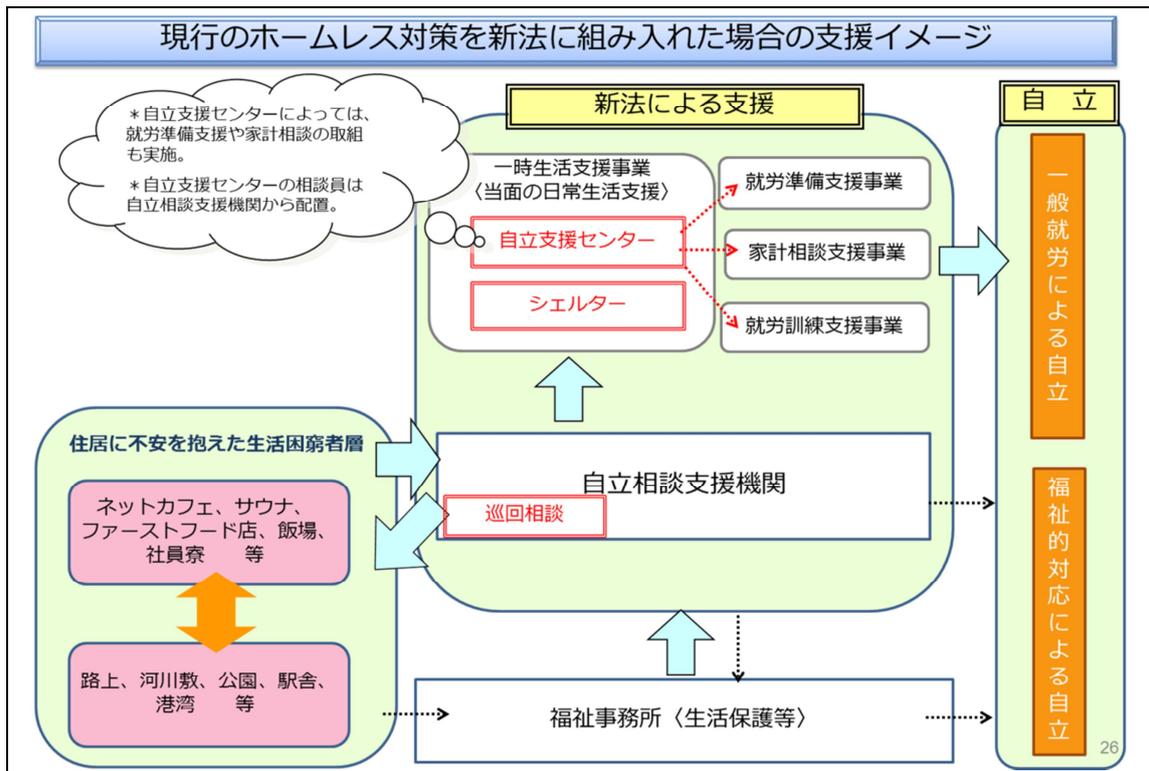
また、これまでの生活困窮者への支援は、大都市など一部の自治体において行われ、一部には「施策を手厚くすると生活困窮者がより流入するのではないか」との指摘があった。これに対し、生活困窮者自立支援法では、全国の福祉事務所を設置している自治体が必須事業として自立相談支援事業に取り組むこととしている。

自立相談支援事業では、地域のネットワークの強化などにより、生活困窮者の情報をいち早く把握し、問題が深刻化・複雑化する前に、できるだけ早期にアプローチすることとしている。したがって、新法の創設により、全国にこのような支援体制が構築されることで、一定の地域で過大な政策ニーズを強いることを防ぐことにも寄与するものと考えられる。

2) ホームレス対策を生活困窮者自立支援法に組み入れた場合の支援

ホームレス緊急一時宿泊事業は、生活困窮者自立支援法施行に伴い一時生活支援事業に移行され、ホームレス巡回相談事業は、自立相談支援事業として実施される。また、必要に応じて、一つの施設が複数の事業（一時生活支援事業、自立相談支援事業、他の任意事業等）を受託することも考えられる。

図表 I-15 現行のホームレス対策を生活困窮者自立支援法に組み入れた場合の支援



出所：厚生労働省作成資料

図表 I-16 生活困窮者自立支援法における事業イメージと例

	自立支援センターの一例	シェルターの一例
自立相談支援事業（巡回相談）	●	
一時生活支援事業	●	●
家計相談支援事業	●	
就労準備支援事業	●	
就労訓練支援事業	●	

出所：図表 I-15 を基に作成

3) 事業の人員費について

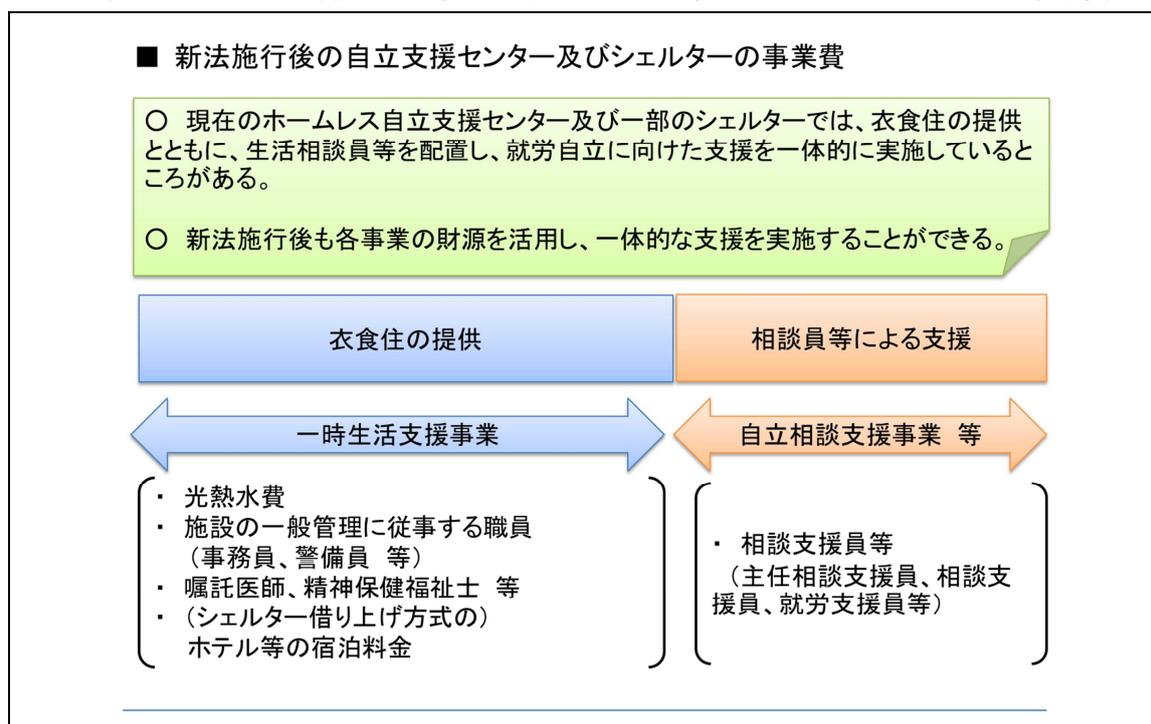
生活困窮者自立支援法施行後、自立支援センター及びシェルター施設方式等のように相談支援員の常駐を前提としている施設では、自立相談支援事業と一時生活支援事業を併せて受託する必要がある。その場合、事業の人員費及び物件費は、図表 I-17 のようになる。人員費については、その業務の内容によって、自立相談支援事業か一時生活支援事業か異なるので留意する必要がある。

例えば、自立支援センター及びシェルター施設方式等の相談支援員等（相談支援員、就労支援員等）の人員費としては「自立相談支援事業」が財源となるため、自立相談支援事業を併せて受託する必要がある。

一時生活支援事業の経費は衣食住を対象としており⁹、施設の一般管理に従事するような職員（事務員、警備員等）や、嘱託医師・看護師、精神保健福祉士等の人員費としては、「一時生活支援事業」が財源となる。

なお、施設長は、自立支援センター等のように主任相談支援員としてのはたらきがあれば自立相談支援事業、宿所の施設管理が主であれば一時生活支援事業の範囲になる。

図表 I-17 生活困窮者自立支援法施行後の自立支援センター及びシェルターの事業費



⁹ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」49 頁の間 124 参照。

第 II 章 一時生活支援事業の立ち上げと体制整備

- ・実施主体となる福祉事務所設置自治体では、適切かつ円滑に事業を進めるため、自治体内及び自治体外の関係機関との連携のうえ、推進体制を整備する必要がある。
- ・本章では、事業を推進するために必要な体制の整備及び運営方法について、整理する。

1 推進体制の整備と運営方法

1-1 推進体制の整備

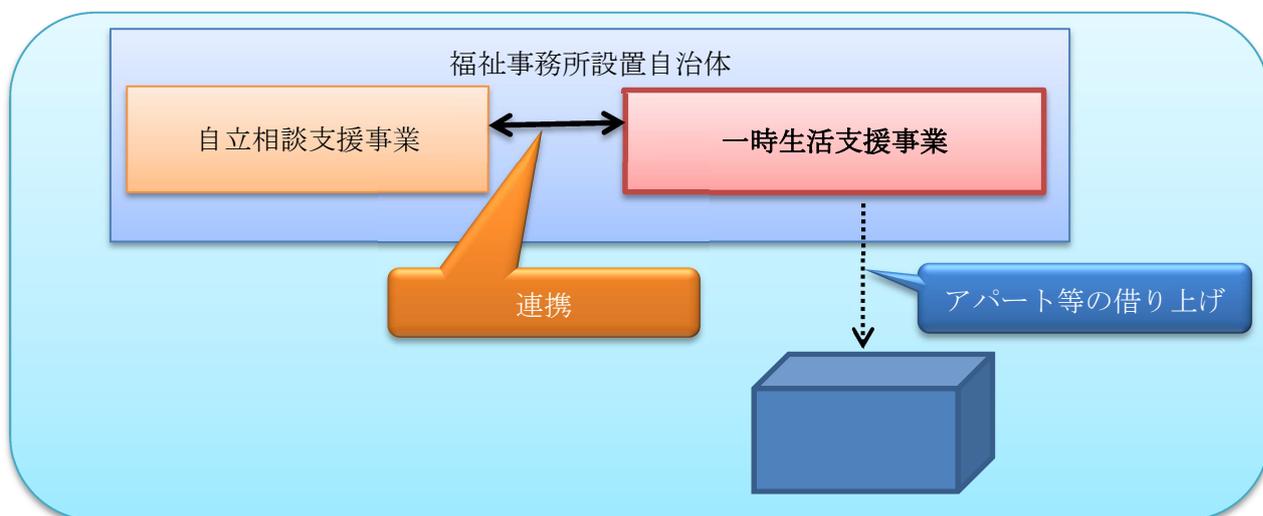
1) 自立相談支援事業との連携

(1) 一時生活支援事業（あるいはその他の任意事業）と自立相談支援事業の連携パターン

① パターン 1（直営）：自治体が両者の事業を直営により実施する場合（図表 II-1）

自治体が一時生活支援事業（あるいは、就労準備支援事業等のその他の任意事業）を直営により実施するパターンは、現在の運用上、シェルター借り上げ方式等に見られる形態である。旅館やホテル、またはアパート等の一室を借り上げるといったものが考えられる。

図表 II-1 パターン 1(イメージ)

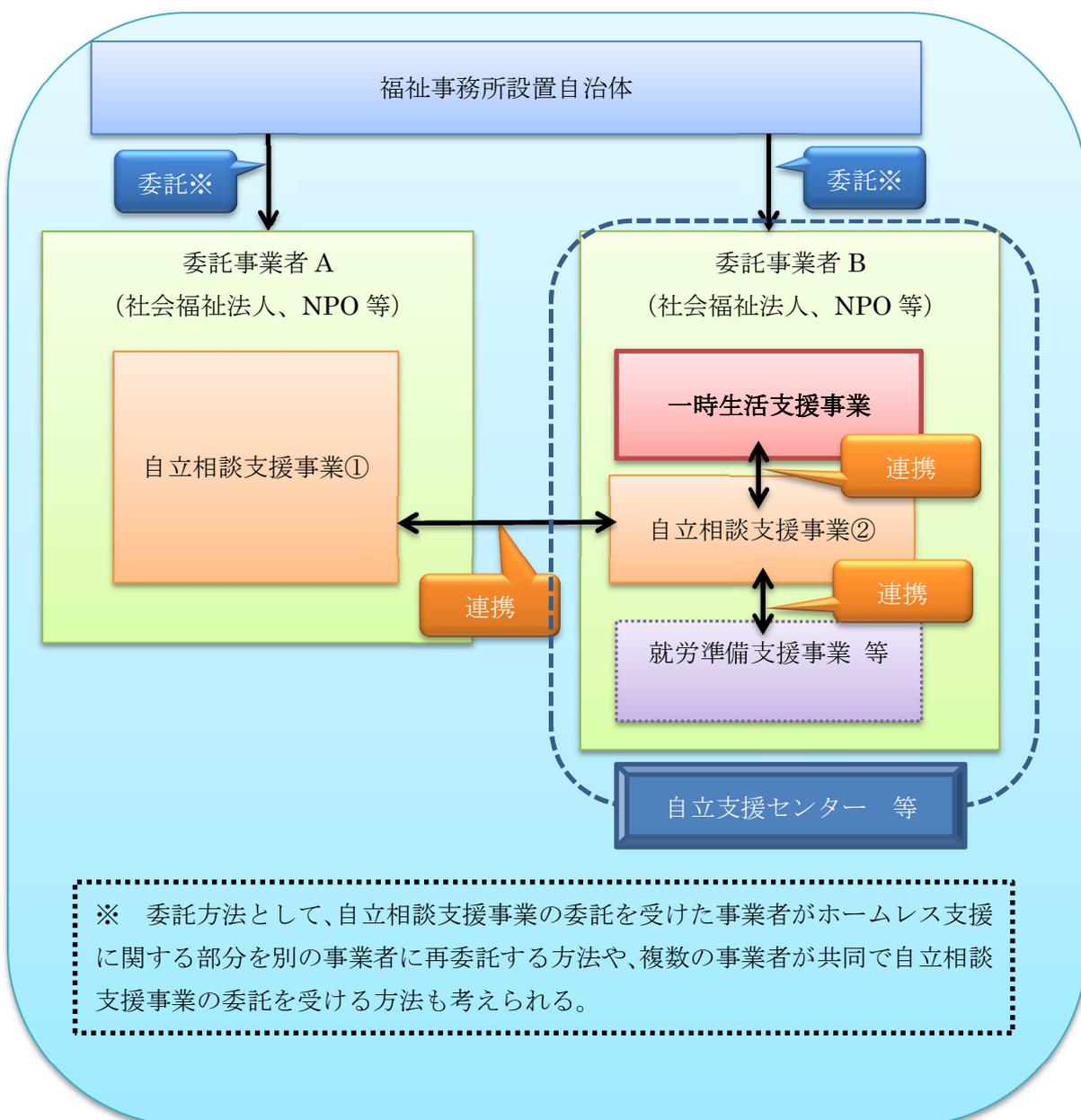


② パターン 2 (委託) : 自治体が同一事業者に複数事業を委託する場合 (図表 II-2)

自治体と同じ機関に一時生活支援事業と自立相談支援事業 (あるいは、就労準備支援事業等のその他の任意事業) を委託するパターンである。このパターンは、現行の自立支援センターの運用にあてはまるものと考えられる。また、自立相談支援事業だけでなく、就労準備支援事業等のその他の任意事業もあわせて委託することも考えられる。

この場合、委託先の選定に当たっては、これまでのホームレス支援の実績や支援の継続性の観点、現行の自立支援センターが利用者のニーズに合わせて多様な支援を包括的に実施することにより相乗的な効果を上げていることを踏まえることが重要である。

図表 II-2 パターン 2 のイメージ



以降の内容は検討委員会にて議論中

2) 一時生活支援事業推進のパターン

1-2 庁内体制の整備

- 1) 庁内担当部局
- 2) 庁内関係部局との連携体制の整備
- 3) 庁内連携におけるポイント

1-3 関係機関との連携体制の整備

- 1) 関係機関との連携体制の整備

2 運営

2-1 設置・運営の方法

- 1) 実施主体と運営主体
- 2) 運営方法の検討
- 3) 直営の場合
- 4) 委託の場合
 - (1) 委託先の要件
 - (2) 委託先の選定方法
 - (3) 実施主体と委託先との連携

2-2 自治体における職員の配置

- 1) 自治体における職員の配置

第 III 章 一時生活支援事業の業務と連携

本章では、一時生活支援事業の業務について、具体的な実施方法と内容を説明する。
一時生活相談支援事業の実施に際しては、自立相談支援事業との連携が重要である。

1 一時生活支援事業の業務

1-1 一時生活支援事業の業務とプロセス

- 1) 一時生活支援事業の業務
- 2) 業務プロセス:準備から評価まで
- 3) 受付の経緯による支援の流れ
 - (1) 自立相談支援機関に来訪の場合
 - (2) 一時生活支援機関に来訪の場合（通常）
 - (3) 一時生活支援機関に来訪の場合（緊急）
- 4) 各プロセスの概要

2 事業の実施・運営上の具体的な方法

2-1 運営管理

2-2 支援サービス提供

2-3 記録

2-4 報告

2-5 運営上の留意点

3 一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携

3-1 自立相談支援事業の業務と一時生活支援事業との関係

3-2 自立相談支援事業と一時生活支援事業の連携方法

3-3 連携体制の違いによる留意事項

第 IV 章 個人情報の保護・リスクマネジメント

- ・一時相談支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関との個人情報の授受が発生するため、適切な個人情報管理体制の構築が必要となる。
- ・個人情報を含む情報管理、リスク管理に関する事項を整理する。

1 一時生活支援事業に求められる個人情報の管理と守秘義務

1-1 個人情報保護の重要性

一時生活支援事業のサービスを利用する前に、利用者は自立相談支援事業の相談窓口において個人情報の取扱いに関する同意を得る手続きを行っていることが考えられるので、自立相談支援機関の職員に確認するところから始まる（『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』第VII章「個人情報の保護・リスクマネジメント」118頁参照）。

一時生活支援事業を実施する上で、生活困窮者の個人情報を取り扱う場面において、法律や各種ガイドラインに沿って適切に個人情報を取り扱うことが必要である。

生活困窮者自立支援法に基づく事業では、資産や病気、家庭内の事情など、公にしたいくない情報を取り扱う場合がある。利用者が個人情報の取扱いに不安を感じている場合もある。利用者に対し、法律・ガイドラインに沿った適切な個人情報の管理を行っていること、支援を行う自治体職員や委託先団体職員等には法律上守秘義務が課されていること等を伝え、不安を取り除くよう努めることが必要な場合もある。

利用者を守る上でも、また制度に対する信頼を維持するためにも、利用者の個人情報の適切な管理が求められる。

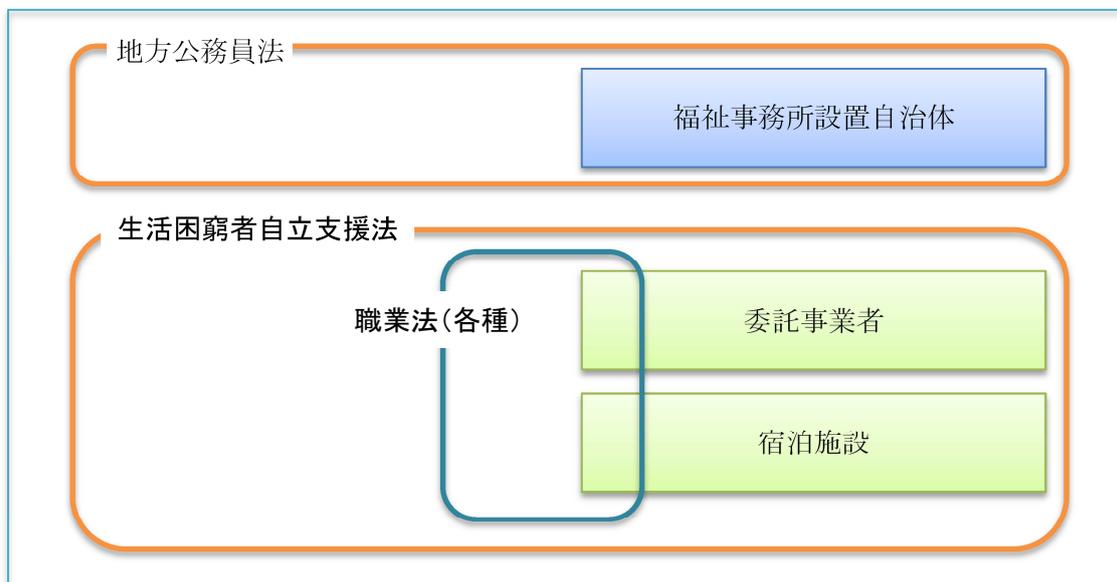
1-2 守秘義務

生活困窮者自立支援法には、委託先の役職員に守秘義務を課し、罰則規定も定められている。また委託先の役職員が社会福祉士等の資格を有する場合、それぞれの職業法が適用される。一時生活支援事業を担当する地方自治体の職員には、地方公務員法が適用される。このように、一時生活支援事業の関係者にはすべて守秘義務が課せられている。

一時生活支援事業に関連する守秘義務の規定には、以下のような例がある。

- －生活困窮者自立支援法（第4条の3、第6条の2）、罰則規定（第21条）
- －地方公務員法（第34条）、罰則規定（第60条）

図表 IV-1 一時生活支援事業に関する法律上の守秘義務



1-3 個人情報に関する法令、ガイドライン

個人情報の保護に関する法律として、個人情報保護法がある。この法律には関連する法令やガイドラインが定められており、一時生活支援事業に関連する法律やガイドラインには以下のようなものがある。

－個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）

個人情報保護に関する法律であり、個人情報取扱事業者の義務等を定めている。

一時生活支援事業を受託する事業者は、この法律が対象とする個人情報取扱事業者に当たる場合がある。

－個人情報保護条例（各自治体）

地方自治体の職員に関しては、各自治体の「個人情報保護条例」が適用される。

－福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

（平成 16 年、厚生労働省）

－福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 25 年、厚生労働省）

個人情報保護法を踏まえて定められた厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインである。

個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に当たらない福祉関係事業者も、個人情報保護法の基本理念を踏まえてこれらのガイドラインを遵守することが期待されている。また福

社関係事業者から委託を受けて衣食住の提供等を行う事業者について、これらのガイドラインに沿った対応を行う事業者を委託先として選定することが求められている。

1-4 個人情報に関する規格、制度等

各省庁が所管分野についてガイドラインを作成している他、業界団体等が定めている場合もある。日本ホテル協会では、「日本ホテル協会個人情報保護に関するガイドライン」を定めている。

日本工業規格の「JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）」や、一般財団法人日本情報経済社会推進協会による「プライバシーマーク制度」は、個人情報管理体制構築の参考となる。

1-5 支援と連携のために必要な情報の共有

一時生活支援事業を実施するために、必要な情報を適切且つ安全に使用するため、情報の取得、利用等に関するルールを定める事が必要である。

自立相談支援機関と一時生活支援事業の実施機関が異なる場合、一時生活支援事業の実施機関が個人情報の提供を受ける形が多いと考えられる。自立相談支援機関があらかじめ利用者から個人情報の利用・提供に関する同意を得、速やかに一時生活支援事業につなげることができるよう、調整しておく必要がある。

「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」では、「Ⅲ福祉関係事業者の責務」において、以下のように個人情報保護法に沿った情報の取扱いについて述べられている。この中には個人データの第三者提供や委託先の監督など、自治体・一時生活支援事業の委託先・宿泊施設等との個人情報の共有を考慮する上で、検討すべき事項が含まれている。これらを参照し、個人情報の共有ルールを策定することが必要である。

図表 IV-2 福祉関係事業者の責務

表頭	個人情報保護法 対応条文
1. 利用目的の特定等	第 15 条、第 16 条
2. 利用目的の通知等	第 18 条
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保	第 17 条、第 19 条
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督	第 20 条～第 22 条
5. 個人データの第三者提供	第 23 条
6. 保有個人データに関する事項の公表等	第 24 条
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示	第 25 条

8. 訂正及び利用停止	第 26 条、第 27 条
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料	第 29 条、第 30 条
10. 理由の説明、苦情処理	第 28 条、第 31 条

出所：福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 「Ⅲ 福祉関係事業者の責務」より

一般のホテル、旅館等を借り上げる形の場合、宿泊等施設への個人情報の提供は、業務の実施に必要な最小限度にするなどが考えられる。一方で、必要な関係機関とは遅滞なく十分な情報共有を行う事が必要である。これらを踏まえ、関係機関との共有ルール、共有方法を定め、必要な様式、書式を作成しておく必要がある。様式・書式の例として以下のような例が挙げられる。

- －関係機関における情報提供のための連絡文書、相談票
- －利用者への説明文書
- －情報共有の方法等

1-6 具体的な活用方法

【ヒアリング等を元に、実際の取扱い事例等について記載】

第Ⅴ章 一時生活支援事業の計画と評価

- ・一時生活支援事業は自治体が主体的に行う事業であり、計画的に実施し、実施状況を適切に評価し、事業の効率や質の改善につなげていくことが求められる。
- ・一時生活支援事業を実施する自治体、あるいは委託を受ける実施機関による事業計画と評価について述べる。

1 事業計画

1-1 事業計画

2 事業評価

2-1 評価の考え方

2-2 評価の方法

第 VI 章 参考事例集

円滑な事業運営に資する参考事例を示す。

第 VII 章 参考資料

- ・一時生活支援事業の業務で使用する参考様式の例を示す。
- ・一時生活支援事業の業務に係る「よくある質問」(Q&A 集)をまとめた。

1 参考様式例

2 Q&A 集

2-1 一時生活支援事業の実施主体と対象者に関する Q&A

(1) 一時生活支援事業の実施主体について

- Q. 一時生活支援事業について、簡易宿泊所を活用し、県において全域を対象に実施することは可能か？その場合、市の利用者については市に対し費用負担を求めるのか？
- A. 一時生活支援事業の実施主体は、福祉事務所を設置している市区町村となる。ただし、都道府県内全域を対象として事業を実施する場合には、市区町村と都道府県とが協定を締結する等により共同で事業を実施すること等は可能である。この場合、各市町村が一定の費用負担を行うことも想定され、その費用按分については、各自治体において調整される¹⁰。

(2) 都道府県と市町村が同一地域を対象に同一事業を行う場合

- Q. 都道府県が実施する任意事業（一時生活支援事業等）については、市町村域分も実施可能と理解しているが、ある市町村が同一事業を実施した場合、都道府県は、その市町村域分も含めて実施可能か？
- A. 任意事業（一時生活支援事業等）については、都道府県が管内の市町村域分を実施することが可能である。なお、都道府県と市町村が同一地域を対象に同一事業を行うことは想定していないため、そのような場合には実施地域等について調整が必要になると考えられる¹¹。

(3) 対象者と既存施策との棲み分け

¹⁰ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）50 頁の間 128 参照。

¹¹ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」5 頁の間 11 より引用。

- Q. 生活保護受給者、ホームレス、障がい者、若年無業者、ひとり親家庭等に対する既存の施策との棲み分けや適用の優先順位をどのように考えればいいのか？
- A. 法の対象者については先述の通り。生活困窮者自立支援制度は、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し包括的な相談支援を行うものであり、他の個別施策における対応が相応しいと考えられる場合は、自立相談支援事業において必要な調整を行い、他の個別施策に適切につなぐことになる¹²。

(4) 経済的困窮の判断

- Q. 経済的困窮の判断は、個人単位か世帯単位か？
- A. 一時生活支援事業については、一定の資産・収入要件を課すこととしており、その際の判断基準は基本的には世帯単位とする¹³。

(5) 住所不定等の場合

- Q. 本人が、住所不定、入院中、住民票が他の市等である場合の対応は？
- A. 生活困窮者自立支援法では、生活保護法第 19 条のような規定は設けていない。ただし、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応し、居住地がない者などについては現在地において対応することになると考えられる¹⁴。

(6) 生活保護制度との関連

- Q. 生活保護法上の他法他施策の活用、能力活用の要件との兼ね合いは生じるか？
- A. 生活困窮者自立支援法ができて、保護が必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方を変更するものではない点に留意する¹⁵。

(7) 資産・収入の調査可否と調査権限

- Q. 資産・収入の調査は必要か。必要な場合、調査権限はあるのか？
- A. 一定の資産・収入の要件を課すこととしている事業については、法第 16 条の規定により、事業の実施に必要なと認められるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている¹⁶。

2-2 一時生活支援事業が提供する支援サービスに関する Q&A

(1) 支援調整会議の協議前の緊急的な支援について

¹² 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」8 頁の間 18 より引用。

¹³ 平成 26 年 5 月 20 日時点では、世帯単位とすることが考えられているが、引き続き検討されている状況にあるので留意する。「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」2 頁の間 2 より引用。

¹⁴ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」3 頁の間 5 より引用。

¹⁵ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」7 頁の間 16 より引用。

¹⁶ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」2 頁の間 3 より引用。

- Q. 緊急的な支援について、支援調整会議で協議を行う前にサービスを提供することも考えられるが、具体的にどのようなサービスについて、支援調整会議の協議前に提供することができるのか？
- A. 緊急的な支援は、一時生活支援事業や住宅確保給付金が主に想定されている。自立相談支援機関において継続的に支援を行う場合は、支援調整会議で了承されたプランを踏まえて各種支援を提供することが基本となる。一方、医療、住まい、食事などの当面の生活を維持するための支援は、本人への適切なアセスメントを踏まえ、その状況に応じて適宜行うことができるものである¹⁷。

¹⁷ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）33 頁の間 81・82 参照。

(2) 一時生活支援事業における支援員等について

Q. 一時生活支援事業において、支援員等の配置は必要か。

A. 一時生活支援事業の支援内容は衣食住の提供であり、相談員による支援は含まれない¹⁸。

(3) 守秘義務について

Q. 法に定める各事業（一時生活支援事業等）における守秘義務は？

A. 法第4条第3項と第6条第2項に基づき、法に基づく各事業（一時生活支援事業等）は、関係者の守秘義務のもと行われることとなる¹⁹。

(4) 情報引き継ぎの連携について

Q. 支援対象者の情報を関係機関で共有する場合、支援開始時点で同意を得ることとなっているが、書面による同意が義務付けられるのか？

A. 支援対象者の個人情報に関係機関で共有するためには、同意の有無を明確にするため、自立相談支援機関の利用の申込時点で書面による同意を得ることが適当である²⁰。

(5) 利用期間について

Q. 利用期間は？

A. 一時生活支援事業の衣食住の提供に関する支援の実施期間については、原則3か月間としながらも、個々人のアセスメントの状況により6か月間まで延長可能とする方向が検討されている²¹。

(6) 貸付等の可否について

Q. 貸付等を行ってよいか？

A. 家計相談支援事業が、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う事業である²²。

¹⁸ 「平成26年度第1回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成26年5月20日）」50頁の間128参照。

¹⁹ 「平成26年度第1回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成26年5月20日）」13頁の間32参照。

²⁰ 「平成26年度第1回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成26年5月20日）」25頁の間64参照。

²¹ 「平成26年度第1回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成26年5月20日）」49頁の間124参照。

²² 「平成26年度第1回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成26年5月20日）」52頁の間131参照。

(7) 医療について

- Q. 一時生活支援事業で、利用者の受診が必要となった場合はどうするのか？
- A. 一時生活支援事業には医療の給付は含まれない。事業の利用開始後、利用者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要がある際には、生活保護を申請することになる²³。
- Q. 医療扶助単給を受給している者は、一時生活支援事業を利用できるのか？
- A. 一時生活支援事業の利用中に、医療機関への通院が必要となる場合、利用施設からの退去が余儀なくされるといった事態が生じない方策について検討中である。現在の運用上、一部自治体では無料低額診療所が施設と連携している²⁴。

(8) サービス中断について

- Q. 支援対象者が行方不明になることや、服役する等で支援を中止せざるを得ない状況の場合の対応は？
- A. 自立相談支援事業の支援経過記録シートに、「中断」したケースとしてその状況が記録される²⁵。そのため、一時生活支援機関は、速やかに自立相談支援機関に状況を連絡する。

²³ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」49 頁の間 126 参照。

²⁴ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」50 頁の間 127 参照。

²⁵ 「平成 26 年度第 1 回生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」の「参考資料 2 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集（平成 26 年 5 月 20 日）」34 頁の間 85 参照。